



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
9月1日  
第441号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

保安林の皆伐面積の限度の公表(森林保全課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出(障害福祉課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	2

### ○ 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	2
令和5年度後期技能検定実施公告(労働雇用政策課).....	3
公共測量実施公告(監理課).....	6
落札者決定の公告(警察本部会計課).....	6

### ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖東、湖北).....	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 指定(湖東).....	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出(湖北).....	7

### ○ 土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(湖東).....	7
----------------------------------	---

### ○ 公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課).....	8
---	---

### ○ 病院事業庁公告

一般競争入札の公告.....	9
----------------	---

## 告 示

### 滋賀県告示第331号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和5年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

同一単位とされる保安林	伐採面積の限度 <small>ヘクタール</small>	備 考
水源かん養保安林	湖 南	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 (湖東) 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。 (湖東北部)
	湖 東	
	湖東北部	
	湖 北	
	湖 西	
	計	
湖 南	湖 南	
	湖 東	

土砂流出防備保安林	湖東北部	303.96	彦根市、長浜市の一部(旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町)および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 (湖北)
	湖 北	292.65	
	湖 西	324.09	
	計	1,930.28	
保健保安林	湖 南	70.88	高島市の一部(旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町)および長浜市の一部(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町)の地域をいう。 (湖西) 大津市および高島市の一部(旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町)の地域をいう。
	湖 東	27.10	
	湖東北部	150.84	
	湖 北	63.80	
	湖 西	58.30	
計	370.92		

### 滋賀県告示第332号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年9月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
特定非営利活動法人小堀みつば作業所	長浜市野村町199番地	特定非営利活動法人小堀みつば作業所	長浜市野村町199番地	就労継続支援B型	2510300326	令和5.8.31

### 滋賀県告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月1日から令和5年9月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
桜川西中在寺線	蒲生郡日野町大字蓮花寺字竹ヶ尻1242番地先から 東近江市綺田町字井ノ下519番1地先まで	令和5.9.1 10時	L=692.0m
石原八日市線	蒲生郡日野町大字蓮花寺字竹ヶ尻1242番地先から 東近江市綺田町字井ノ下543番地先まで	令和5.9.1 10時	L=605.8m

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年9月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 パロー近江店 米原市飯字入田15番1ほか9筆
- 2 意見の概要 米原市からの意見

(1) 米原市公害防止条例(平成18年米原市条例第45号)第5条(事業者の責務)を遵守すること。

(2) 騒音レベルの最大値の予測が規制基準を上回ることについて、生活環境等に支障をきたすことのないよう関係法令を遵守し、近隣の住民の迷惑にならないよう十分配慮すること。なお、苦情が生じた場合は、事業者の責任において早急な対策を講じてください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

米原市まち整備部農政商工課 米原市米原1016

(2) 縦覧期間 令和5年9月1日から令和5年10月2日まで

令和5年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和5年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 実施する検定職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造およびプラスチック成形
- (2) 1級および2級 鍛造(プレス型鍛造作業)、金型製作(プレス金型製作作業およびプラスチック成型用金型製作作業)、工場板金(機械板金作業および数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業および集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業および印刷箱製箱作業)、石材施工(石材加工作業)、菓子製造(洋菓子製造作業および和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)および広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)
- (3) 3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)および機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)
- (4) 単一等級 バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日および実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 特級および単一等級

検 定 職 種	手 数 料
全 て の 職 種	18,200円

(イ) 1級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
和 裁	13,300円

機械・プラント製図	13,300円
電気製図	13,300円
その他の職種	18,200円

(ウ) 2級

検 定 職 種	手 数 料	
	一般	若年者
機械検査	15,100円	6,100円
和裁	13,300円	4,300円
機械・プラント製図	13,300円	4,300円
電気製図	13,300円	4,300円
その他の職種	18,200円	9,200円

(エ) 3級

a 学生等

検 定 職 種	手 数 料	
	学生	高等学校生
機械検査	10,100円	2,900円
和裁	8,900円	2,900円
機械・プラント製図	8,900円	2,900円
その他の職種	12,200円	3,200円

b 学生等を除く受検者

検 定 職 種	手 数 料	
	一般	若年者
機械検査	15,100円	6,100円
和裁	13,300円	4,300円
機械・プラント製図	13,300円	4,300円
その他の職種	18,200円	9,200円

注1 (ウ)および(エ)において「若年者」とは、令和5年4月1日現在において年齢25歳未満の者をいい、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

(a) 技能検定の受験の申請日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であること。

(b) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者でないこと。

注2 (エ)において「学生等」とは、公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等の生徒または学生をいう。

注3 (エ)において「高等学校生」とは、技能検定の3級に係る実技試験を受けようとする日の属する年度の4月1日現在において、年齢25歳未満であり、県内に居住し、高等学校に在学する生徒、または県外に居住し、県内の高等学校に在学する生徒をいう。

イ 実施期日 実技試験は、令和5年12月4日(月)から令和6年2月11日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和5年11月27日(月)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。

ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

オ 実際に支払う必要のある受検手数料の額および手続については、受検案内および滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載される情報を確認すること。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	等 級	実 施 期 日
---------	-----	---------

鍛造、機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級および 2級	令和6年1月21日(日)
電気機器組立て、シーケンス制御、内燃機関組立て	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形	特級	令和6年1月28日(日)
金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、石材施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	1級および 2級	
造園、時計修理、和裁、機械・プラント製図	3級	
バルコニー施工	単一等級	
半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ	1級および 2級	令和6年2月4日(日)
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工	3級	

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和5年10月2日(月)から令和5年10月13日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。なお、郵送による場合は、令和5年10月13日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のほか、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および県内各合同庁舎にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きの上、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手120円分を同封し、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 令和6年3月8日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載する。

なお、口頭による試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができる。

ア 期間 令和6年3月8日(金)から令和6年4月8日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

エ 持参するもの 令和5年度後期技能検定受検票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和6年3月8日(金)に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級および3級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(MMS計測による路面性状調査)
- 2 作業の地域 高島市全域
- 3 作業の期間 令和5年9月1日から令和6年3月29日まで

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県警察本部反則金管理システム機器の借入(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和5年7月21日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 NECキャピタルソリューション株式会社京都営業所 所長 渡邊祐史 京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
- 5 落札金額 50,600,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年6月9日(金)

#### 健康福祉事務所告示

##### 滋賀県湖東健康福祉事務所告示第18号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年9月1日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
株式会社ビイサイドプランニング訪問看護ステーションレイクナーシング	彦根市新海浜二丁目8-4 アイヴィエ・カレントN101号室	株式会社ビイサイドプランニング 代表取締役 小森俊彦	草津市志那中町102番地1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.9.1	2560290278

##### 滋賀県湖北健康福祉事務所告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年9月1日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションあやめ長浜	長浜市平方南町94メゾンルミエール201号室	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本真奈歩	東京都港区新橋二丁目12番16号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.9.1	2560390276

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年9月1日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルプもあ	彦根市大藪町2638	社会福祉法人ひかり福祉会	長浜市鳥羽上町68-1	同行援護	令和5.9.1	2510200450
居宅介護ケアリー彦根宇尾	彦根市西今町440-6ロイヤルフィーノ105号	株式会社ケアリー	岐阜県岐阜市柳津町北塚四丁目49番地401	居宅介護 重度訪問介護	令和5.9.1	2510200799

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年9月1日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
なないろヘルパーステーション	長浜市八島町496	株式会社一期一会	長浜市八島町496	重度訪問介護 同行援護	2510300656	令和5.5.31
ハートケアヘルパーゆとり	長浜市西上坂町1235	株式会社オリタ	長浜市西上坂町1235	居宅介護 重度訪問介護	2510300581	令和5.8.31

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年9月1日

滋賀県湖東土木事務所長 野田 英 男

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市松原町二丁目9-23 磯谷梓	犬上郡多賀町大字月之木字 南川原491番2	368.86㎡	令和5.8.23	000324

## 公安委員会公告

## 警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

## 1 講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分および定員

ア 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。) 20人

イ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。) 20人

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせた人数である。

## (2) 種別および実施日時

ア 新規取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和5年10月12日(木)から同月19日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 追加取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和5年10月17日(火)および同月18日(水)の午前9時から午後5時まで

## 2 修了考査

(1) 新規取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和5年10月20日(金)午前9時から100分間

(2) 追加取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和5年10月20日(金)午前9時から35分間

## 3 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター

## 4 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項

## 5 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に、受講しようとする講習の警備業務の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者



- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者  
ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの  
エ 旧1級検定に合格した者  
オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 6 受付期間 令和5年9月14日(木)から同月22日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第受付を締め切る。
- 7 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署
- 8 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。
- (1) 新規取得講習の場合
- ア 5(1)アに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書
- イ 5(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し
- ウ 5(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 5(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し
- オ 5(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習の場合
- ア 5(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書
- イ 5(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し
- ウ 5(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 5(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し
- オ 5(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- 9 受講料 申込時に次の額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- (1) 新規取得講習
- ア 3号警備業務 38,000円
- イ 4号警備業務 34,000円
- (2) 追加取得講習
- ア 3号警備業務 14,000円
- イ 4号警備業務 10,000円
- 10 携行品 筆記具および警備業関係法令集等を持参すること。
- 11 集合時間等 集合時間等の詳細は、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 12 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 13 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231(代表))または各警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課
- 14 その他 天災その他不可抗力の事態により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

## 病院事業庁公告

### 一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院および滋賀県立小児保健医療センターにおける病院統合医療情報システム調達および運用保守業務委託について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年9月1日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 病院統合医療情報システム調達および運用保守業務 一式
  - (2) 調達物品および業務の特質等 入札説明書および仕様書による。
  - (3) 納入期限および履行期限 物品の納入 令和6年12月31日(火)  
運用保守業務委託 納入日から令和13年12月31日(水)まで
  - (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号  
滋賀県立小児保健医療センター 守山市守山五丁目7番30号
  - (5) 本システムの調達にかかる「予定価格」 1,988,000,000円(消費税および地方消費税は含まない。)
  - (6) 本システムの運用保守にかかる「予定価格」 1,233,000,000円(消費税および地方消費税は含まない。)
- 2 入札に参加する者に必要な資格 本調達の入札に参加できる者は、単独企業、個人または本業務を共同連帯して受注するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体(以下「共同企業体」という。)とし、以下の要件を満たしている者とする。
- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県病院事業庁告示第2号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。  
なお、新たに入札参加者の資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。この申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の手に間に合わないことがある。  
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 電話 077-528-4314
- (5) 令和5年3月31日までに500床以上の病院における「電子カルテシステムを含む病院情報システム」を調製し稼働した実績を有すること。また、統合後500床以上の一般病床を有する2施設以上のシステム統合の実績があること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類
    - ア 単独企業または個人の場合
      - (ア) 入札参加資格確認申請書
      - (イ) 電子カルテシステム調製・稼働実績調書
    - イ 共同企業体の場合
      - (ア) 入札参加資格確認申請書
      - (イ) 共同企業体届出書
      - (ウ) 共同企業体協定書
      - (エ) 電子カルテシステム調製・稼働実績調書(共同企業体構成員用)
  - (2) 提出期限 令和5年9月20日(水)17時まで
  - (3) 提出場所および提出方法 16に示す場所に持参または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (4) 参加資格の喪失 落札決定の日までに、2に定める資格要件を欠くこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。
  - (5) 共同企業体による参加 共同企業体により入札に参加する場合は、構成員が他の共同企業体の構成員として、または単独により本入札に参加していないこと。  
なお、共同企業体については、2の(1)から(4)までの要件を全ての構成員が満たすこととし、2(5)の要件については代表構成員が満たすこととする。
  - (6) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和5年9月26日(火)までに通知する。
- 4 入札説明書、仕様書、契約条項等の交付日時および場所
- (1) 日時 令和5年9月1日(金)から令和5年10月11日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
  - (2) 交付場所 16に示す場所において交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zygyousya/nyusatsubaikyaku/itaku>)

からダウンロードすることができる。郵送による交付を希望する場合は、返送先の住所、氏名を記載した返信用封筒および切手等を同封の上、16に示す場所に送付すること。

#### 5 入札説明会の日時および場所

- (1) 日時 令和5年9月7日(木)11時
- (2) 場所 滋賀県立総合病院西館5階リハビリテーションセンター研修室(守山市守山五丁目4番30号)

#### 6 質問および回答 本件入札に関する質問については、以下の方法により、受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

- (1) 受付期間 持参の場合は、令和5年9月4日(月)から令和5年9月19日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

郵送・FAX・電子メールの場合は、令和5年9月19日(火)17時までに必着とする。

- (2) 質問方法 「質問票」(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法にて16に示す場所へ提出すること。

- (3) 回答方法 令和5年9月25日(月)を目途に質問者へ文書、電子メールまたはFAXにて回答する。各事業者からの質問を全てまとめて、滋賀県立総合病院のホームページに質問および回答の内容を掲載する。

- (4) 質問および回答の閲覧 全ての質問および回答の内容について、滋賀県立総合病院のホームページにおいて閲覧できるものとする。

閲覧の期間は、令和5年9月4日(月)から令和5年10月11日(水)までとする。

#### 7 入札書および提案書の提出期間および場所

- (1) 提出期間 持参の場合は、令和5年9月28日(木)から令和5年10月11日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)とする。郵送の場合は、令和5年10月11日(水)17時までに必着のこと。

- (2) 提出場所および提出方法 16に示す場所に持参または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

#### 8 開札の日時および場所

- (1) 日時 令和5年10月12日(木)10時
- (2) 場所 滋賀県立総合病院西館5階 リハビリテーションセンター研修室(守山市守山5丁目4番30号)

#### 9 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 10 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

#### 11 契約書の作成の要否 要

#### 12 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

#### 13 落札者の決定方法 落札者の決定に当たっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格による評価点を加算した評価点の最も高い者を落札者とする。

#### 14 支払条件 前金払および部分払は行わない。

#### 15 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

#### 16 本調達に関する問合せ先ならびに入札書および提案書等の提出先 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山5丁目4番30号 電話 077-582-5031 内線2440 FAX 077-582-5931 メールアドレス system@mdc.med.shiga-pref.jp

#### 17 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の

入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

#### 18 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Procurement and operation maintenance outsourcing of Hospital integrated medical information system, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, October 11, 2023
- (3) For further information, contact: General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031